

## 公立大学法人広島市立大学職員兼業規程

平成22年6月10日

規程第45号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人広島市立大学職員就業規則（平成22年公立大学法人広島市立大学規則第2号。以下「就業規則」という。）第37条の規定に基づき、公立大学法人広島市立大学（以下「法人」という。）に常時勤務する職員（公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年広島市条例第62号）に基づき派遣された者を除く。以下「職員」という。）の兼業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程で「兼業」とは、報酬の有無にかかわらず、職員が事業を営み、その職以外の職を兼ね、又はその職務以外の事業若しくは業務に従事することをいう。

(兼業の許可基準)

第3条 兼業は、次の各号のいずれの事由にも該当すると認められた場合に許可することができるものとする。

- (1) 法人の職務の遂行に支障を及ぼすおそれがないこと。
- (2) 職員の職と兼業先との間に特別な利害関係がないこと、又は生じるおそれがないこと。
- (3) 法人の信用を傷つけるおそれがないこと、又は法人の不名誉となるおそれがないこと。
- (4) その他職務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じるおそれがないこと。

(兼業の手続)

第4条 職員が兼業を行う場合は、兼業許可申請書により、あらかじめ理事長の許可を受けなければならない。

(兼業の種類)

第5条 理事長の許可を受けて従事することができる兼業の種類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 営利企業以外の兼業
  - ア 営利企業以外の団体の兼業

- イ 教育に関する兼業
- ウ 広島市等の行政機関の兼業
- エ 独立行政法人の兼業

(2) 自営の兼業

(3) 営利企業の兼業

- ア 営利企業の事業に直接関与しない兼業
- イ 技術移転兼業
- ウ 研究成果活用兼業
- エ 監査役等兼業

(4) その他理事長が認める兼業

2 前項各号の兼業の内容は、第 13 条から第 21 条において定めるものとする。

(従事時間)

第 6 条 兼業は、原則として勤務時間外に行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、裁量労働制を適用された者及びその他理事長が必要と認めた者については、勤務時間内に兼業を行うことができるものとする。

3 前項の規定により勤務時間内に兼業に従事した時間（裁量労働制を適用された者が兼業に従事した時間及びその他理事長が必要と認めた時間を除く。）については、公立大学法人広島市立大学職員給与規程（平成 22 年公立大学法人広島市立大学規程第 50 号）第 19 条の定めるところにより、給与を減額することができるものとする。

(裁量労働制適用者のみなし勤務時間)

第 7 条 裁量労働制が適用された職員が、兼業に従事する場合で、当該日に勤務できない場合は、裁量労働制のみなし勤務時間を勤務したものとはみなさない。

(許可期間)

第 8 条 兼業の許可期間は、1 年以内とする。ただし、法令等により任期の定めがある場合は、当該任期を限度として許可することができる。

2 前項の許可期間は、更新することができる。

(短期間の兼業)

第 9 条 次の各号のいずれかに該当する兼業については、第 4 条の規定にかかわらず、短期間兼業届出書を事前に届け出ることにより、理事長の許可を得たものとみなす。ただし、職務の遂行に支障を生ずる等必要な場合には、理事長は、兼業

に従事させず又は兼業に従事する日時等の変更を求めることができるものとする。

(1) 1日限りの場合

(2) 2日以上7日以内で、総従事時間数が7時間45分未満の場合

2 前項の日数の算定は、従事する日の連続又は断続にかかわらず、あらかじめ従事する日が特定され、当該業務の内容に継続性が認められる場合は、従事する日のすべてを合算するものとする。

(許可の取消し等)

第10条 理事長は、この規程により許可した兼業について、第3条の基準に適合しなくなったと認められる場合、適合しないおそれがあると認められる場合、又は当該許可に係る申請内容が事実と相違すると認められる場合、その許可を取消し又は制限することができる。

(報告)

第11条 理事長は、必要に応じて、許可を与えた職員に対して、兼業の実施状況の報告を求めることができる。

(免責)

第12条 兼業による事故及び災害については、法人は一切その責任を負わない。

(営利企業以外の団体の兼業)

第13条 職員が、学校法人、社会福祉法人、公益法人等の営利企業以外の団体の職を兼ねる場合（以下「営利企業以外の団体の兼業」という。）には、原則として次の各号いずれかに該当する場合を除いて、理事長の許可を受けることができる。

(1) 学校法人の役員（理事長、理事、監事）及び学校長並びに専修学校、各種学校又は幼稚園の設置者若しくはこれらを設置する団体の役員（理事長、理事、監事）及び学校（園）長を兼ねる場合

(2) 社会福祉法人、公益法人等の団体（以下「法人等」という。）の役員（理事長、理事、監事、顧問、評議員等）を兼ねる場合

2 前項第2号の規定にかかわらず、著しく公益性が高いものとして理事長が認める法人等の役員を兼ねる場合には、理事長の許可を受けることができるものとする。

(教育に関する兼業)

第14条 職員が、次の各号に掲げる公立、私立、公立大学法人及び国立大学法人の学校、専修学校、各種学校等の教育施設等で教育に関する事業又は事務の非常勤の職を兼ねる場合（以下「教育に関する兼業」という。）には、理事長の許可を受けることができる。

- (1) 公立、私立、公立大学法人及び国立大学法人の学校、専修学校、各種学校又は放送大学学園の設置する大学及びこれらの教育施設の職員のうち、教育を担当し、又は教育事務（庶務又は会計の事務に係るものを除く。以下同じ。）に従事する職を兼ねる場合
- (2) 教育委員会の委員、指導主事、社会教育主事その他教育委員会の職員のうち、もっぱら教育事務に従事するもの及び地方公共団体におかれる審議会等で教育に関する事項を所掌するものの構成員の職を兼ねる場合
- (3) 学校法人、社会教育関係団体で、教育の事業を主たる目的とする法人又は団体の職員のうち、専ら教育を担当し、又は教育事務に従事する職を兼ねる場合

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる職を兼ねる場合は、原則として理事長の許可を受けることができない。

- (1) 公立、私立の学校、専修学校、各種学校又は放送大学学園の設置する大学の長を兼ねる場合
- (2) 公立又は私立の図書館等の社会教育施設の長を兼ねる場合
- (3) 教育委員会の委員その他執行機関の委員を兼ねる場合
- (4) 学校法人及び社会教育関係団体の理事長又はその他の役員の職を兼ねる場合
- (5) 大学等の入学試験の準備を目的として設置・開講されている予備校又はこれに類する教室、塾、講座等の講師を行う場合  
(広島市等の行政機関の兼業)

第15条 職員が、次の各号に掲げる条例、法律、政令等により、広島市等地方公共団体又は国の行政機関（以下「行政機関」という。）に重要事項を調査審議するために設置されている審議会等の非常勤の職を兼ねる場合、これらに準ずる非常勤の職を兼ねる場合又は当該機関に必要な応じて置かれている非常勤の職を兼ねる場合（以下「行政機関の兼業」という。）には、理事長の許可を受けることができる。

- (1) 公益性が強く、条例等で学識経験者から意見の聴取を行うことが義務付けられている場合

- (2) 行政機関の非常勤（前号に該当するものを除く。）の職を兼ねる場合
- (3) 前2号のほか、行政機関が必要に応じて設置している非常勤の職を兼ねる場合

（独立行政法人の兼業）

第16条 職員が、次の各号に掲げる独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人）の非常勤の職を兼ねる場合（以下「独立行政法人の兼業」という。）には、理事長の許可を受けることができる。

- (1) 独立行政法人に置かれる委員会等の委員を兼ねる場合
- (2) 前号のほか、独立行政法人が必要に応じて設置している非常勤の職を兼ねる場合

（自営の兼業）

第17条 自営の兼業は、当該事業が相続、遺贈等により家業を継承したものである場合又は不動産若しくは駐車場の賃貸の事業を営む場合には、理事長の許可を受けることができる。

（営利企業の事業に直接関与しない兼業）

第18条 職員が、次に掲げる営利企業の事業に直接関与しない職を兼ねる場合（以下「営利企業の事業以外の兼業」という。）には、理事長の許可を受けることができる。

- (1) 法人が管理する特許（出願中のものを含む。）の実施のための契約に基づく実施企業に対する技術指導である場合
- (2) 営利企業付設の教育施設、研修所及び研修会等又は文化講座等の非常勤講師で従業員教育又は社会教育の一環と考えられる場合
- (3) 営利企業における研究開発（基礎研究、応用研究及び開発研究をいい、技術開発を含む。以下同じ。）に従事し、又は研究開発に関する技術指導に従事する場合
- (4) 法令又は条例で、学識経験者からの意見聴取を行うことを義務づけられている場合
- (5) 技術移転事業者が行う他の企業に対する技術指導に従事する場合
- (6) 技術移転事業者が行う技術に関する研究成果の発掘、評価、選別に関する業

務に従事する場合

(7) 営利企業の経営及び法務に関する助言を行う場合

(8) その他理事長が認める場合

(技術移転兼業)

第19条 職員が、次項にいう技術移転事業者の役員（監査役を除く。）、顧問又は評議員（以下「役員等」という。）の職を兼ねる場合（以下「技術移転兼業」という。）には、理事長の許可を受けることができる。

2 この規程において「技術移転事業者」とは、営利企業を営むことを目的とする会社その他の団体であつて、大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成10年法律第52号。以下「大学等技術移転促進法」という。）第2条第1項に規定する特定大学技術移転事業（大学等技術移転促進法第5条第2項に規定する承認計画に係るものに限る。以下「承認事業」という。）を実施するものをいう。

3 許可を受けて技術移転兼業を行う職員は、兼業の状況について、次の各号に掲げる事項を1年ごとに理事長に報告しなければならない。

(1) 氏名、所属及び職名

(2) 技術移転事業者の名称

(3) 技術移転事業者の役員等としての職務内容

(4) 技術移転事業者の役員等としての職務に従事した日時等

(5) 技術移転事業者から受領した報酬及び金銭、物品その他の財産上の利益（実費弁償を除く。）の種類及び価額並びにその受領の事由

4 理事長は、技術移転兼業の終了した日から2年間は、当該技術移転兼業に従事した職員を、技術移転事業者との間に特別な利害関係等がある業務に従事させてはならない。

(研究成果活用兼業)

第20条 職員が、次項にいう研究成果活用企業の役員等の職を兼ねる場合（以下「研究成果活用兼業」という。）には、理事長の許可を受けることができる。

2 研究成果活用企業とは、営利企業を営むことを目的とする会社その他の団体であつて、職員の研究成果を活用する事業（以下「研究成果活用事業」という。）を実施するものをいう。

3 許可を受けて研究成果活用兼業を行う職員は、兼業の状況について、次の各号

に掲げる事項を1年ごとに理事長に報告しなければならない。

- (1) 氏名、所属及び職名
- (2) 研究成果活用企業の名称
- (3) 研究成果活用企業の役員等としての職務内容
- (4) 研究成果活用企業の役員等としての職務に従事した日時等
- (5) 研究成果活用企業から受領した報酬及び金銭、物品その他の財産上の利益(実費弁償を除く。)の種類及び価額並びにその受領の事由

4 理事長は、研究成果活用兼業の終了した日から2年間は、当該研究成果活用兼業に従事した職員を、株式会社等との間に特別な利害関係がある業務に従事させてはならない。

(監査役等兼業)

第21条 職員が、株式会社又は有限会社(以下「株式会社等」という。)の監査役又は社外取締役の職を兼ねる場合(以下「監査役等兼業」という。)で次の各号に掲げる基準のいずれにも適合すると認められるときは、理事長の許可を受けることができる。

- (1) 監査役等兼業を行おうとする職員が、当該監査役又は社外取締役の職務に従事するために必要な知見を職員の職務に関連して有していること。
- (2) 職員の職と兼業先の株式会社等及び当該株式会社等の親会社との間に特別な利害関係がないこと、又は生じるおそれがないこと。
- (3) 当該許可申請前2年以内に、職員が当該申請に係る株式会社等との間に、特別な利害関係等がある職を占めていた期間がないこと。
- (4) 当該申請に係る株式会社等の経営に職員の親族(配偶者並びに3親等以内の血族及び姻族に限る。以下同じ。)が、次に掲げるような強い影響力を有していないこと。

ア 職員の親族が所有している当該株式会社等の株式の数又は出資の額の合計が、当該株式会社等の発行済株式の総数又は出資の総額の4分の1を超える場合

イ 職員の親族が、当該株式会社等の取締役の総数の2分の1を超えて当該取締役の職に就いている場合

ウ 職員の親族が、当該株式会社等の代表取締役会長又は代表取締役社長に就いている場合

2 許可を受けて監査役等兼業を行う職員は、兼業の状況について、次に掲げる事項を1年ごとに理事長に報告しなければならない。

- (1) 氏名、所属及び職名
- (2) 株式会社等の名称
- (3) 株式会社等の監査役又は社外取締役としての職務に従事した日時等
- (4) 株式会社等から受領した報酬及び金銭、物品その他の財産上の利益（実費弁償を除く。）の種類及び価額並びにその受領の事由

3 理事長は、監査役等兼業の終了した日から2年間は、当該監査役等兼業に従事した職員を、株式会社等との間に特別な利害関係がある業務に従事させてはならない。

（その他）

第22条 この規程に定めるもののほか、職員の兼業に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年6月10日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年1月1日から施行する。